○農林水産省令第十八号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十八条の二第三項の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（貸借対照表等の附属明細書）	（貸借対照表等の附属明細書）
第百五十六条　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。	**第百五十六条**　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
（削る。）	七　役員との間の取引の明細　次に掲げる事項
	イ　役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳
	ロ　イの主要な取引の内容及び当期取引額
	ハ　イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額
七　（略）	八　（略）
2　附属明細書には、計算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。	2　附属明細書には、計算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（事業報告の附属明細書）	（事業報告の附属明細書）
第百五十七条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。	**第百五十七条**　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項	二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
（削る。）	ハ　その他事業報告の内容を補足する重要な事項
三　役員との間の取引の明細として次に掲げる事項	（新設）
イ　役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳	
ロ　イの主要な取引の内容及び当期取引額	
ハ　イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額	
四　その他事業報告の内容を補足する重要な事項	（新設）